

- 改正育児・介護休業法について
フォーラムアーカイブ公開のご案内
- 高知市男女共同参画推進企業表彰のご案内
- 高知版ネウボラの取組について
- 取組事例紹介（高知県庁の男性育休）

日ごろは、応援団の取り組みについて、格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本通信には従業員のみなさま向けの内容も掲載しています。ぜひ、職場内でご回覧ください。

R4.4~
施行

改正育児・介護休業法

令和3年6月に成立した改正育児・介護休業法。いよいよ令和4年4月から施行されます！
4月から事業主の義務となる「2つ」の項目について、改めてお知らせします。

育児休業を取得しやすい雇用環境整備

育児休業と出生時育児休業（産後パパ育休）の申出が円滑に行われるよう、**事業主は以下の①～④のいずれかの措置を行う必要があります**。また、この措置は可能な限り、**複数行うことが望ましい**とされています。（産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行）

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 相談体制の整備等（**相談窓口の設置**）
- ③ 自社の育児休業取得事例の**収集・提供**
- ④ 育児休業制度と育児休業取得促進に関する**方針の周知**

個別の周知・意向確認

妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対して、**事業主は以下の①～④の育児休業・産後パパ育休制度に関する事項を周知し、育休取得の意思確認を個別に行わなければならない**。（産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申出が対象）
原則として面談（オンラインを含む）か、書面交付で行うこととありますが、従業員が希望した場合はFAXや電子メール等で確認することもできます。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**制度（制度の内容など）**
- ② 育児休業・産後パパ育休の**申出先**（例：「人事課」、「総務課」など）
- ③ 育児休業給付に関する**こと**（例：制度の内容など）
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき**社会保険料の取扱い**

令和4年10月からは、「**出生時育児休業（産後パパ育休）制度**」が創設されるほか、「**育児休業の分割取得**」が可能となり、育児休業をより柔軟に取得できるようになります。

法改正の詳細は
厚労省HPへ▶



県では、人事管理担当者向けの**法改正関連の研修や、男性従業員を対象とした家事・育児参画のための啓発セミナー**等の開催を予定しています。

（詳細は後日お知らせします）
応援団のみなさまの雇用環境整備にぜひお役立てください！

「高知家 出会い・結婚・子育て応援フォーラム2021」
配信アーカイブ公開！

2021年12月2日(木)に開催したフォーラムの配信アーカイブを少子対策課YouTubeチャンネルで公開中！

「働きながら子育てしやすい環境づくり」をテーマに、株式会社ネオビエント(徳島県)の藍原氏による講演や、県内企業2社(株式会社技研製作所、井上石灰工業株式会社)・男性育休取得者・現役大学生によるパネルディスカッションを実施しました。

会場やWebでの参加ができなかった皆様も、この機会にぜひご覧ください！



アーカイブ視聴は
こちらから▶

候補企業
募集中！高知市男女共同参画
推進企業表彰

高知市では、「高知市男女共同参画推進プラン2021」を策定し、その中で5つの基本目標を掲げています。**育児休業の取得や時間単位年休の導入**など、先進的な取組を積極的に推進しており、その功績が顕著であると認められる企業を表彰します。

表彰されると...？

- 高知市の発注する建設工事に係る競争入札のうち、総合評価落札方式を採用する場合、**環境・労働福祉の項目において加点の対象となります**。
- 各種広報媒体により、表彰企業の取組を広く紹介させていただきます。

※令和4年4月28日(木) 参加締切※

▶ 詳細はこちら▶

< お問い合わせ先 >
高知市民協働部 人権同和・男女共同参画課
TEL/088-823-9913 FAX/088-823-9351
E-mail/kc-101800@city.kochi.lg.jp



～高知版ネウボラ～

安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

高知県では、誰もが安心して、妊娠・出産・子育てできる環境づくりを進めるために、妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的に支援する仕組みである「高知版ネウボラ」を推進しています。

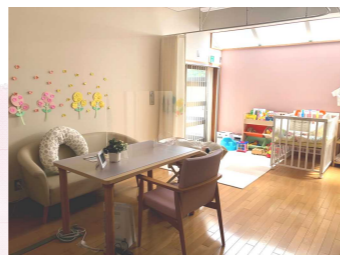
memo

「ネウボラ」とはフィンランド語で「相談の場」を表す言葉。子育て先進国フィンランドで行われている、妊娠期から就学期までのワンストップ型の出産・育児支援制度、またその施設のこともいいます。

子育て世代包括支援センター【妊娠期】から【子育て期（就学後）】まで

妊娠期から子育て期の総合的な相談窓口で、母子保健コーディネーター（保健師等の専門職）が妊産婦やその家族の相談や支援を切れ目なく行います。

- ▶ 母子健康手帳の交付
- ▶ 妊娠中の体調管理や出産に向けた準備について
- ▶ 妊産婦健診、乳幼児健診、母乳相談、交流の場（例：ママカフェ）などの情報について



子育て世代包括支援センターの一覧はこちら



※こうちプレマnetにアクセスします

その他、「不妊に関する悩み」、「里帰り出産」や「子どもの成長発達」についてなど、ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

子育て世代包括支援センターは、各市町村に設置されています。（令和4年3月現在、32市町村に設置）

詳細はお住まいの市町村へお問い合わせください。

妊娠期



出産期



子育て期（就学前）



子育て期（就学後）



思春期相談センター「PRINK」

妊娠や女性の身体（月経不順、月経痛などの女性特有の悩み等）に関する電話相談をお受けしています。また、電話以外に産婦人科医師や助産師等による個別の面接相談も行っています（要予約）。相談は無料です。まずは、お気軽にお電話ください。

【TEL】088-824-1221

【場所】高知県立塩見記念青少年プラザ4階

【受付時間】月～金（祝日・年末年始は休）13:00～18:30

産後ケア事業

子育ての悩みや不安を抱える方が安心して子育てができるよう、産後のサポートを実施しています。自宅に向く訪問型や、医療機関や助産院等で行っている宿泊型などがあり、助産師等による赤ちゃんケアや授乳相談などが受けられます。

市町村によって利用できる内容や利用料金が異なるため、詳細はお住まいの市町村へお問い合わせください。

病児・病後児保育

保育所に通園中で病気にかかってしまったお子さんや、自宅で安静にしていなければならない回復期のお子さんを、仕事の都合等でご家庭で看護できない保護者に代わり、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携を取りながら、一時的にお預かりをします。

施設によって利用条件が異なる場合があります。利用については、各実施施設または各市町村にお問い合わせください。

病児・病後児保育実施施設の一覧はこちら



ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

- ▶ 保育所・幼稚園、習い事への送迎
- ▶ 保護者の病気や急用時の預かり
- ▶ 放課後や児童クラブ後の預かり
- ▶ 子育てから離れて、リフレッシュしたいときの預かり

県内では、13市町村に設置されています。詳細やお問い合わせ先は、同封のリーフレットをご覧ください。

一時預かり

小学校入学前のお子さんについて、急病や育児疲れ等、一時的に家庭での育児が困難なときに保育施設等に預けることができます。利用については、各実施施設または各市町村にお問い合わせください。

一時預かり実施施設の一覧はこちら



地域子育て支援センター【妊娠期】から【子育て期（就学前）】まで

主に3歳未満のお子さんとその家族が交流し、子育ての不安や悩みを相談する場所です。妊娠中の方やお父さんも利用できるため、お気軽にお立ち寄りください。



- ▶ 親子で遊び、交流できるスペース
- ▶ 保育士等のスタッフへの子育て相談
- ▶ 子育てに関する様々なイベントを開催（赤ちゃんマッサージ、食育など）

地域子育て支援センターは各市町村に設置されています。（令和4年3月現在、23市町村1広域連合に48ヶ所設置）

詳細は各地域子育て支援センターへお問い合わせください。

地域子育て支援センターの一覧はこちら
※こうちプレマnetにアクセスします



こうちプレマnet
— 出産・育児応援サイト —



「こうちプレマnet」では、出産・育児の疑問や悩みを解決するヒントや、子育て支援・相談窓口、イベント情報などを掲載しています。

妊娠や出産、子育てのお悩みを受け付ける「プレママ相談」や、「プレメール」で役立つ情報や先輩ママのアドバイスをメルマガ配信中！妊娠・子育て中の皆さんが買い物などの際に優待サービスを受けられる「こうち子育て応援の店」も要チェック！

“高知県庁”が
取り組んだ

男性育休の「ハナシ」

高知県庁の職員数は知事事務局だけでも3,000人以上。しかし、令和元年度までの男性職員の育児休業取得率は、全国平均と比べても高い水準とはいえないものでした。そこで、令和2年3月に策定した「高知県職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」において、令和6年度末までに男性育休取得率を50%とする目標を掲げ、取り組みがスタートしました。

01

トップからのメッセージの発信

令和2年4月、知事から全職員へのメッセージとして「イクボス宣言」を実施しました。まずは「腕より始めよ」。トップがリーダーシップを発揮することで、高知県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う環境をつくるため、プランとその目的を職員へ周知しました。

同時に、各部局で男性職員の育児休業取得率の目標値を設定し、知事と部局長による目標値にかかる面談を実施。面談の際には、知事から部局長一人一人へ、取得対象者となる男性職員へ個々に取得の働きかけを行うよう求めました。また、同年11月には各部局の目標値の進捗状況を庁内会議の中で確認しました。

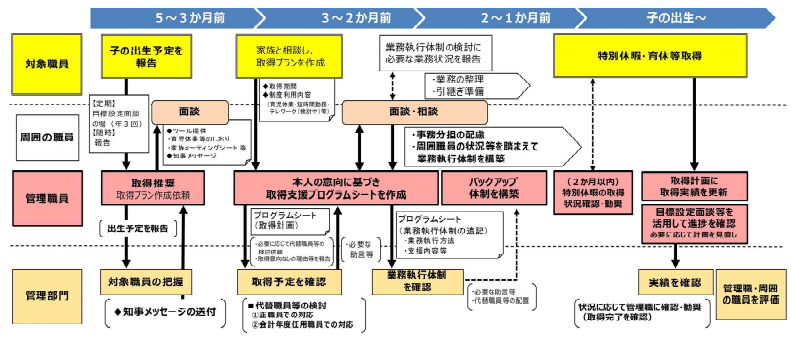


02

男性職員の育休等取得支援プログラム

子どもが生まれたすべての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、対象職員の早期把握、取得計画の作成、バックアップ体制までの一連の仕組みを「プログラム」として構築。

このプログラムに沿って、管理職とこれから子育てを迎える職員が定期的に面談を行うことで、必要な情報を共有し、連携を図りながら、育児期の職員を支援する体制づくりを進めました。



取得者の声

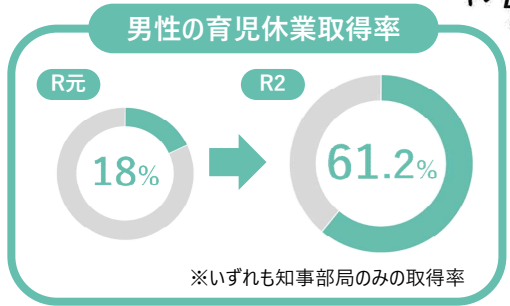
育休取得を決めるまでは、上司から制度の説明や育児の経験談を聞かせてもらっていたことや、同僚に育休取得を相談した際に、「遠慮無く育児に励んで下さい！」との声をかけてもらったことで育休取得を決めました。

育休中は、妻の体調がすぐれない時もあり、できる限り家事や育児に励みました。慣れないことでうまくいかないことも多かったですが、日々我が子の成長を感じることができ、充実した7か月でした。職場復帰後は、残業を減らすため業務効率を強く意識した働き方になりました。今後は、男性の育休も当たり前の時代になっていくと思います。子育ての話ができる男性職員が増えると嬉しいです。(山端さん・7か月取得)



取組の結果

取組開始から1年、男性職員の育休取得率は前年の3倍に。当初の目標だった「令和6年度末までに50%」という目標を大きく超える成果となりました。



※いずれも知事事務局のみの取得率

取得を悩んでいることを上司へ伝えると、むしろ「取るよね？」と歓迎されました。上司や前任者も取得経験者で、知事の「イクボス宣言」も相まって、「子どもが生まれたら育休を取る」という雰囲気が出ていました。業務分担を整理し、同僚が快く引き受けてくれたことで、取得しようという気持ちが固まりました。休業中は息つく間もなく一日が過ぎ、大変な経験でしたが、我が子の成長を間近で感じられてとても幸せでしたし、育児は夫婦の協力なしでは成り立たないことを改めて認識しました。産後はこれからの家庭生活の基盤をつくる重要な時期。ぜひ育休を取得してはいかがでしょうか。(島田さん・1か月取得)



一番心配だったのは、他の職員への業務負担です。円滑に取得できたのは、代替の臨時職員の確保や一部の業務を同僚に引き受けていただくなど、職場の皆さんの理解と協力があったことです。育休を取得してよかったと思うのは、やはり子どもの成長を感じられたことです。育休を逃すと、子どもと長期間一緒にいられる機会は専業主夫にならない限りないと考えると、本当にぜいたくな時間だと思います。法改正で育休はどんどん取得しやすくなっていきます。もちろん「無理矢理」育休を取得する必要はありませんが、子どもの成長はあつという間です。少しでも取得希望があるなら取得すべきだと思います。(川島さん・6か月取得)

<お問い合わせ・連絡先>

高知県少子対策課 県民運動推進担当まで
TEL/088-823-9640 FAX/088-823-9658
MAIL/060501@ken.pref.kochi.lg.jp

令和4年4月1日より、
「少子対策課 県民運動推進担当」は
「子育て支援課 少子化対策担当」になります。
※左記の「TEL/FAX/MAIL」に変更はありません。

